

## 学校事務の共同実施要綱

宇部市教育委員会

### 1 目的

複雑化・多様化している学校の課題に対応するため、宇部市教育委員会と共同実施組織が連携し、正確でより質の高い事務の提供や、主体的・積極的に学校運営に参画できる学校事務職員の育成により、学校の総合力の向上を図る。

- (1) 地域全体の学校事務を組織的に行うことにより、学校事務の効率化・平準化・適正化を図るとともに、学校における適正な事務処理体制の充実等により、教員が教育に専念できる環境整備を図る。
- (2) 組織的・計画的な研修や支援を実施することにより、学校事務職員の資質能力向上や人材育成を図る。

### 2 組織及び運営体制（別紙 組織図参照）

#### (1) 組織

- ① 宇部市小・中学校事務共同実施協議会（以下「協議会」という。）
  - 協議会の役割  
学校事務の共同実施を推進することにより、学校運営の円滑化を図り、学校教育の支援を行う。
- ② 宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会（以下「運営協議会」という。）
  - 運営協議会の役割  
設置要綱による。（別紙 宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱参照）
- ③ 宇部市小・中学校事務共同実施会（以下「共同実施会」という。）
  - 共同実施会の役割  
設置要綱による。（別紙 宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱参照）

#### (2) 運営体制

- ① 宇部市立小・中学校に所属する校長及び事務職員で構成する。
- ② 拠点校
  - 教育委員会は、共同実施事業推進の中心となる拠点校を1校指定する。
  - 教育委員会は、拠点校に事務長、共同実施業務に専念する運営責任者及び事務職員を置く。
- ③ ブロック代表校
  - 教育委員会は、各ブロックにブロック代表校（原則として主査配置校）を1校指定する。

### 3 拠点校

- (1) 拠点校は、次に掲げる者で構成する。
  - ① 拠点校の校長
  - ② 拠点校の事務長
  - ③ 拠点校の運営責任者
- (2) 拠点校に統括長を置く。
  - ① 統括長は、拠点校の校長を充てる。
  - ② 統括長は、全ブロック・プロジェクト班で編成する共同実施会組織（以下「共同実施会」という。）を統括する。
- (3) 拠点校に総括長を置く。
  - ① 総括長は、拠点校の事務長を充てる。
  - ② 総括長は、統括長の監督を受け、共同実施会を総括し、その円滑な運営を図る。
- (4) 総括長は、必要に応じて共同実施会を招集し、その主宰のもとに必要な事項について協議する。
  - ① 共同実施会の運営に関する事項
  - ② 共同実施会の実施計画に関する事項
  - ③ その他共同実施会に関する事項

(5) 拠点校に運営責任者を置く。

- ① 運営責任者は、拠点校の事務職員（主査又は事務主任）を充てる。
- ② 運営責任者は、共同実施業務に専念し総括長を補佐する。また、その円滑な運営に努めるため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - ア 県教育委員会、教育委員会等との連携
  - イ 組織内連携校間の調整
  - ウ 他市町拠点校との連携
  - エ 共同実施事業の運営と進行管理
  - オ 共同実施会等関係会議の企画と運営
  - カ 事務職員研修の企画と運営
  - キ 新規採用・若年・臨時的任用事務職員等配置校、事務職員未配置校等への支援
  - ク 共同実施業務に係る旅費の調整
  - ケ 関係組織（県事研、市事務研等）との調整

#### 4 業務

共同実施事業に関する業務内容は、概ね次のものを基本とする。ただし、実態に応じた弾力的な扱いも可とする。

- (1) 公費に係る効率的な執行と適正化
- (2) 学校徴収金等の効率的な執行と適正化
- (3) 教員が教育に専念できる環境整備につながる支援
- (4) 事務職員未配置校等の支援による学校間の事務処理水準の均衡化
- (5) 学校事務職員の資質能力向上等を図る研修の開催
- (6) 学校運営への参画に係る支援
- (7) その他

#### 5 服務

- (1) 業務に伴う旅行命令は、県費旅費予算の範囲内で本務校校長が行う。
- (2) 共同実施業務の職務遂行において知り得たブロック内等の個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うと同時に、地方公務員法第34条に規定する守秘義務について厳守する。
- (3) 総括長、運営責任者による兼務業務の範囲は、教育委員会が別に定める。

#### 6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

#### 付 則

- この要綱は平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は平成25年4月1日から施行する。  
この要綱は平成26年4月1日から施行する。  
この要綱は平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は令和4年4月1日から施行する。